



鳥取県公報

平成 22 年 6 月 1 日 (火)
第 8 1 9 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (351) (くらしの安心推進課) 2 土地改良区の定款の変更の認可 (352) (農地・水保全課) 2 国土調査法による事業計画の決定 (353) (〃) 2 平成22年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度 (354) (森林・林業総室) 3 農林総合研究所畜産試験場における生産品の物品売払代金の収納の事務の委託 (355) (農林総合研究所畜産試験場) 4 農林総合研究所畜産試験場における牛の物品売払代金の収納の事務の委託 (356) (〃) 5 農林総合研究所中小家畜試験場における豚の物品売払代金の収納の事務の委託 (357) (農林総合研究所中小家畜試験場) 5 漁船法による指定検認機関の指定 (358) (水産課) 5 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (359) (会計指導課) 6 収入証紙の小売りさばき人の指定 (360) (〃) 6 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (361) (西部総合事務所福祉保健局) 6
◇ 教委告示	平成23年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (13) (高等学校課) 7
◇ 公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (八頭総合事務所県土整備局) 9
◇ 調達公告	落札者の決定 (集中業務課) 9
◇ 雑 報	消防設備士試験の実施 (消防チーム) 10

告 示

鳥取県告示第351号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
八頭郡 八頭町	平成22年7月1日（木）	午後1時から 午後3時まで	八頭郡八頭町宮谷80 郡家公民館
〃	平成22年7月2日（金）	〃	八頭郡八頭町船岡539-1 船岡公民館
〃	平成22年7月5日（月）	〃	八頭郡八頭町徳丸625 八東フルーツ総合センター
八頭郡 若桜町	平成22年7月6日（火）	〃	八頭郡若桜町大字若桜757 若桜町公民館
八頭郡 智頭町	平成22年7月13日（火）	〃	八頭郡智頭町大字智頭2076-2 智頭町総合センター
八頭郡	平成22年7月22日（木）	〃	鳥取市若葉台南七丁目7 鳥取県計量センター
〃	平成22年8月2日（月）から同月31日（火） までの日（日曜日及び土曜日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局くらし の安心推進課

鳥取県告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条水系土地改良区の定款の変更を平成22年5月25日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第353号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成22年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
鳥取市	鳥取市的場一丁目、西大路、河原町三谷、用瀬町美成、福部町左近、鹿野町岡木、気高町重高、気高町土居及び青谷町山根の各一部	平成23年3月31日まで
米子市	米子市淀江町稲吉の一部	〃
倉吉市	関金町明高、関金町小泉、関金町米富、関金町野添、余戸谷町、河原町、鍛冶町一丁目、福吉町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、仲ノ町、新町三丁目、西町、鴨川町、福守町、西倉吉町及び丸山町の各一部	〃
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富、大字小羽尾、大字陸上、大字新井及び大字牧谷の各一部	〃
若桜町	八頭郡若桜町大字諸鹿、大字大炊、大字岸野及び大字白糸見の各一部	〃
智頭町	八頭郡智頭町大字大背及び大字奥本の各一部	〃
八頭町	八頭郡八頭町延命寺、篠波、見槻中、隼郡家、船岡、西谷及び佐崎の各一部	〃
三朝町	東伯郡三朝町大字大瀬、大字小河内、大字西小鹿、大字東小鹿、大字西尾、大字神倉及び大字三徳の各一部	〃
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字藤津、大字方地、大字埴見、大字北福、大字長和田及び大字野花の各一部	〃
琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字松谷、大字八橋、大字笠見、大字田越、大字倉坂、大字大杉及び大字福永の各一部	〃
大山町	西伯郡大山町松河原、下甲、岡、上市、住吉、神原、中高、野田、平木、塩津及び赤松の各一部	〃
南部町	西伯郡南部町大木屋、八金、倭、池野及び天萬の各一部	〃
伯耆町	西伯郡伯耆町字代の一部	〃
日南町	日野郡日南町三栄、下阿毘縁、花口、新屋、宮内及び生山の各一部	〃
日野町	日野郡日野町久住の一部	〃
江府町	日野郡江府町大字武庫の一部	〃

鳥取県告示第354号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の平成22年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源のかん養	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	943.78
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2894.67

	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,543.25	
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	805.52	
	日野地区	日野郡日南町及び同郡日野町	1,639.34	
土砂の流出の 防備	鳥取	鳥取市	188.74	
	米子	米子市	0.24	
	倉吉	倉吉市	57.08	
	岩美	岩美郡岩美町	105.18	
	若桜	八頭郡若桜町	16.10	
	智頭	八頭郡智頭町	15.26	
	八頭	八頭郡八頭町	21.64	
	三朝	東伯郡三朝町	53.30	
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	45.74	
	琴浦	東伯郡琴浦町	84.10	
	北栄	東伯郡北栄町	0.14	
	大山	西伯郡大山町	52.60	
	南部	西伯郡南部町	7.16	
	伯耆	西伯郡伯耆町	15.05	
	日南	日野郡日南町	4.18	
	日野	日野郡日野町	16.76	
	江府	日野郡江府町	4.56	
	干害の防備	高路	鳥取市高路	13.38
		赤波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
水谷		鳥取市鹿野町水谷	0.96	
本宮		米子市淀江町本宮	1.08	
志津		倉吉市志津	0.30	
栗尾		倉吉市栗尾	1.82	
大原		倉吉市大原	0.68	
長谷		岩美郡岩美町大字長谷	4.16	
喜才谷山		八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40	
明見谷東平		八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44	
池ノ内下平		八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96	
槻下		東伯郡琴浦町大字槻下	0.10	
金屋		東伯郡琴浦町大字金屋	0.68	
杉地		東伯郡琴浦町大字杉地	0.66	
大谷		東伯郡北栄町大谷	1.48	
孝霊山		西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝霊山	14.42	
法勝寺		西伯郡南部町法勝寺	0.44	
大谷奥		西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08	
公衆の保健		東部地区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	91.65
		中部地区	倉吉市及び東伯郡	16.18
	西部地区	米子市、西伯郡及び日野郡	8.32	

鳥取県告示第355号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所畜産試験場における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
全国農業協同組合連合会鳥取県本部
大山乳業農業協同組合
鳥取県家畜改良協会
 - 2 委託期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
-

鳥取県告示第356号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所畜産試験場における牛の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
鳥取いなば農業協同組合
全国農業協同組合連合会鳥取県本部
 - 2 委託期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
-

鳥取県告示第357号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所中小家畜試験場における豚の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
 - 2 委託期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
-

鳥取県告示第358号

漁船法（昭和25年法律第178号）第14条第1項に規定する指定検認機関を指定したので、同法第47条において準用する同法第32条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定検認機関の名称及び所在地
株式会社MSTC
島根県松江市美保関町森山539-3
- 2 検認の業務を行う事務所の所在地
島根県松江市美保関町森山539-3

鳥取県告示第359号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第31号及び第55号の2に規定する手数料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県福祉保健部医療指導課
主幹 西田 秋美
- 3 委任期間
平成22年5月31日から同年7月23日まで

鳥取県告示第360号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
平成22年5月24日	651	倉吉市見日町363-1	有限会社牧田酒店	倉吉市見日町363-1

鳥取県告示第361号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月1日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日

特定非営利活動 法人びのきお	米子市東福原 八丁目24-1	ヘルパーステーション「ふあいと」	米子市車尾四丁目8 -3	居宅介護 重度訪問介護	平成22年6 月1日
-------------------	-------------------	------------------	-----------------	----------------	---------------

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第13号

平成23年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成22年6月1日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

平成23年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは平成23年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

(1) 推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の2分の1の範囲内とする。

ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、2分の1の範囲を超えて募集することができる。

ア 実施期日

平成23年2月8日（火）

イ 検査内容

(ア) 面接（又は口頭試問）は、入学志願者全員に対して実施する。

(イ) 作文（又は小論文）及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ウ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、面接（又は口頭試問）、作文（又は小論文）、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 選抜結果の通知等

選抜結果は、中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成23年3月11日（金）に、一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

(2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成23年3月3日（木）及び4日（金）（ただし、学力検査は、平成23年3月3日（木）とする。）

イ 検査内容

(ア) 学力検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b 検査時間等

各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

(a) 各教科の配点は、50点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点をすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とするものとする。

(イ) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(ウ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

エ 合格発表

平成23年3月11日（金）

オ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成23年3月22日（火）

イ 検査内容

(ア) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(イ) 学力検査、作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 合格発表

平成23年3月25日（金）

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 実施期日

平成23年3月2日（水）から同月28日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23

年法律第178号)に規定する休日を除く。)の間の出願時に実施する。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒及び日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じて配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業生、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

平成22年6月1日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
有限会社國本建設 代表取締役 國本 邦臣	八頭郡智頭町大字智頭1804-18	八頭郡智頭町大字南方字井ノ谷1400外9筆 (9,682.8平方メートル)	風化花崗岩 (25,492.0立方メートル)	平成22年4月28日から平成27年4月27日まで	平成22年4月28日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達物品の名称及び数量 除雪グレーダ 2台

- 2 契 約 方 式 一般競争入札
 3 落 札 日 平成22年3月24日
 4 落札者の名称及び所在地 三洋重機株式会社
 鳥取市湖山町東二丁目237
 5 落 札 金 額 39,228,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 6 入 札 公 告 日 平成22年2月2日
 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課
 及び所在地 鳥取市東町一丁目220

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成22年6月1日

財団法人消防試験研究センター理事長 関 口 和 重

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区 分	日 時
甲種消防設備士試験	特類、第1類、第2類、第3類	平成22年8月1日（日）午後2時から
	第4類、第5類	平成22年8月1日（日）午前9時30分から
乙種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成22年8月1日（日）午後2時から
	第4類、第5類、第6類、第7類	平成22年8月1日（日）午前9時30分から

2 試験の場所

鳥取市尚徳町101-5 とりぎん文化会館（鳥取県立県民文化会館）
 米子市末広町294 米子コンベンションセンター

3 受験願書の受付期間

平成22年6月7日（月）から同月23日（水）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階
 財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験にあつては3,400円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防チーム、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。
- (3) 受験の手続は、インターネットの財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>）からも行うことができるものとし、受付期間は、平成22年6月4日（金）午前9時から同月20日（日）午後5時までとする。

- (4) インターネットによる受験の手続に関することは、財団法人消防試験研究センター電子申請室（電話 0570-07-1000）に照会すること。